

過疎地域における租税特別措置等適用のための確認申請について

国税に係る租税特別措置の適用を受けるには、税務申告前に、設備投資が令和3年9月に策定された「白浜町（日置川地域）持続的発展計画」の「産業振興促進事項」に適合していることについて、町の確認を受けることが必要です。町の確認を受けたい方は、以下を確認の上、申請してください。

対象地域

旧日置川町地域（※旧白浜町地域は含まれません）

適用要件（次の要件をすべて満たす必要があります）

製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業の用に供する設備で、令和3年4月1日以降において、新設または増設した設備であること。

一の事業年度において、設備の取得価額の合計額が下表に該当すること。

対象事業	個人または資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円越1億円以下の法人	資本金1億円越の法人
製造業、旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
情報サービス業等、農林水産物等販売業	500万円以上	500万円以上	500万円以上

適用期間

令和6年3月31日まで

提出書類

- 1 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
- 2 設備の取得等をした場所が確認できる書類の写し
- 3 設備の取得等の日が確認できる書類の写し
- 4 当該取得価格が確認できる契約書または領収書の写し
- 5 業種および資本金が確認できる書類の写し

確認申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて白浜町役場日置川事務所産業建設係まで直接持ち込み又は郵送にてご提出ください。

お問い合わせ先

日置川事務所 産業建設係

〒649-2511 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

電話：(0739) 52-2302 ファックス：(0739) 52-2186